

グローバル・リスク・ウォッチ Vol.11

アレルギー症状の悪化に悩むグローバル金融市場 他

=====

《index》

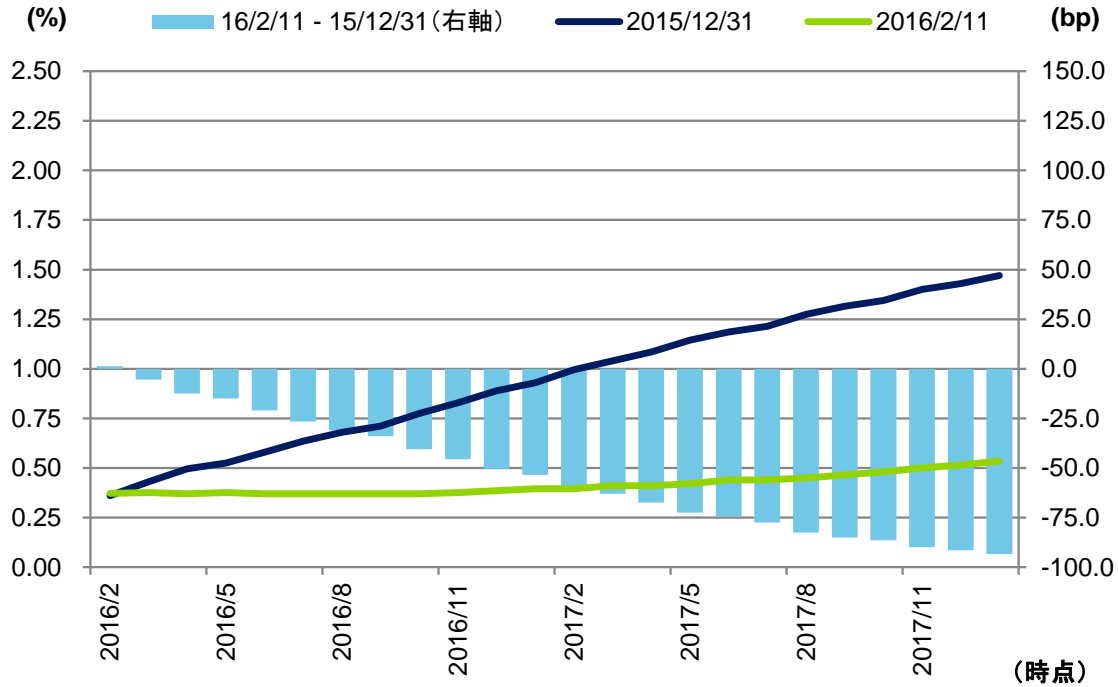
- [1. アレルギー症状の悪化に悩むグローバル金融市場\(大山\)](#)
 - [2. マーケット・リスクの規制改革をもたらす帰結とは?\(岩井\)](#)
 3. 大幅に修正された米国金融政策見通し(祖父江)
 - [4. 新興国ビジネスリスクシリーズ\(1\)~タイ~\(茂木\)](#)
 - [5. セミナー・寄稿等の最新情報\(2016年2月時点\)](#)
- =====

3. 今月の注目指標

大幅に修正された米国金融政策見通し(有限責任監査法人 トーマツ マネジャー 祖父江康宏)

米国の今後の金融政策に対して、この1ヵ月程で大きく見方が変わりました。FOMC(米連邦公開市場委員会)では、利上げを決定した12月16日時点で平均で年4回の利上げが見通されていました。利上げ決定直後は、FF(フェデラルファンド)金利30日先物でも利上げ継続が織り込まれていましたが、年明け以降の米国および海外経済の先行き懸念や金融市場でのボラティリティ上昇等、様々な不確実要因の発生を受けて、足許(2月11日現在)では先行き1年以内での利上げは、ほぼ織り込まれなくなりました(下図)。今後の利上げペースは非常に緩慢なペースにとどまるというのが金融市場の見方で、1月26-27日のFOMCでも景気判断が12月時点より下方修正されるなど、当局からもこの見方を裏付けるような見解が示されています。FRBの金融引き締め姿勢の緩和は米国経済の下支え要因になる反面、日本にとっては為替に対して円高圧力として作用することが想定されます。仮に一段と円高が進行する場合、製造業の業績悪化や日本銀行の追加金融緩和(マイナス金利拡大)など実体経済、金融面で様々な波及が生じるリスクにも警戒が必要かもしれません。

FF 金利 30 日先物の 2016 年 1 月以降の変化



出所: Bloomberg より有限責任監査法人トーマツ作成

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人および DT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 8,700 名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte (デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 225,000 名を超える人材は、“making an impact that matters”を自らの使命としています。

Deloitte (デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL (または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。